



お取引先様

部品・材料含有化学物質管理基準書

Ver.1.01

Dynabook株式会社

目次

第1章 部品・材料含有化学物質調査	2
1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. 用語の定義	3
4. Dynabook 化学物質管理区分	4
5. 提出書類	5
第2章 調査対象化学物質と基準	6
1. 調査対象化学物質一覧	6
1) 全面的使用禁止物質	6
2) 条件付使用禁止物質	7
3) 使用禁止候補物質	8
4) 管理物質	9
別表1. 「使用禁止物質に対する基準一覧」	11
別表2. 「主な参照法令一覧」	23

第1章 部品・材料含有化学物質調査

1. 目的

Dynabook株式会社（グループ会社を含む。以下、Dynabookという）では、製品廃棄時の環境保全性の確保及びユーザーの安全性確保のため、お取引先様とともに環境保全活動に積極的なグリーン調達を推進しています。

グリーン調達は、お取引先様全体の環境保全に対する取り組みを評価する「グリーン監査」と、お取引先様から購入する部品・材料（素材、汎用部品、完成品・半完成品、副資材など）の環境負荷低減について評価する「納入品評価」で行います。

この基準書は、「納入品評価」における製品含有化学物質に関する基準やその調査方法をお取引先様に示し、法令順守はもとより、環境負荷の低減やユーザーの安全性確保を目的にしています。

納入品評価は、原則として「環境関連物質使用／不使用宣言書」、「EU-REACH SVHC含有調査書」の2種類で行います。ただし、新規法規制の発生や法規制の改定により、別途調査を追加実施する場合があります。

調査	説明	備考
環境関連物質使用／不使用宣言書	Dynabook 禁止物質の含有状況を提出いただく Dynabook 所定の書類。	以下の Dynabook の Web に掲載。 https://dynabook.com/pc/env/green/index.html
EU-REACH SVHC 含有調査書	Dynabookに納入いただく製品・半製品・部品・材料に含まれる EU-REACH SVHC の含有状況を提出いただく Dynabook 所定の書類。	お取引先様にのみ公開。 回答方法は「EU-REACH SVHC 含有調査書」に記載しています。

2. 適用範囲

本調査は、Dynabookが出荷する全ての製品¹（以下、Dynabook製品という）、Dynabook製品に使用する全ての部品・材料、及びそれらの包装材²に適用します。具体的には、以下のものを対象とします。

- 1) Dynabook 製品に組み込まれる部品、材料、ユニット
- 2) 生産に使用し、Dynabook 製品に含有される副資材（はんだ、オイル、グリス、テープ、マーキングインクマーカーペン等）
- 3) 販売用に購入する完成品、オプション、サプライ品等
- 4) Dynabook 製品に同梱する印刷物や付属品（取扱説明書、ケーブル類、リモコンなど）
〔Dynabook 製品に使用または同梱されない印刷物（納入・納品伝票、検査成績書など）は対象外〕
- 5) Dynabook 製品を梱包する包装材²

6) 部品・材料等の納入者が部品・材料等の輸送・保護に用いる包装材²

※ 6) の包装材は、「含有化学物質報告書」と「含有量調査」で各々調査対象外を設定していません。詳細は、5. 提出書類の「備考」をご参照ください。

以下の部品・材料は、調査対象化学物質を含有する場合がありますので、十分な確認をお願いします。

- ・ グリス等の潤滑剤
- ・ 樹脂材料の難燃剤
- ・ リード線被覆のポリ塩化ビニルや難燃剤、安定剤
- ・ 接点の電氣的潤滑等を目的とした特別な金属類（合金）

¹ Dynabookグループ間の出荷製品を含みます。

² 包装材は、物品の輸送、保護、封じ込めの為に使用され、原則として製品を使用し始めると同時に不要となるもの。包装材への印刷、包装材に貼付される印刷ラベル等は、包装材に含まれます。

[例] ダンボール紙、ポリ袋、緩衝材、保護用フィルム、粘着テープ、ステープル、荷締め用のバンド、及びそれらへのラベル、塗料、インキ。

3. 用語の定義

化学物質	天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物をいいます。（JISZ7201）
混合物	2つ以上の化学物質を混合したものをいいます。（JISZ7201） （注記）混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、樹脂ペレット等があります。
成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているものをいいます。（JISZ7201） （注記）成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機械等があります。
含有	化学物質が、製品、部品・材料、及びそれらに使用される材料に含まれていることをいいます。意図的添加、非意図的添加（不純物、製造工程や輸送工程等における残留、付着、汚染等を含む）を問わず、当該化学物質の含有率がDynabook基準値（閾値）を上回る場合は含有とみなします。
意図的添加	部品・材料に特定の性能を持たせるための添加をいいます。例えば、鉄板の防錆処理用の六価クロム、プラスチックキャビネットの難燃性付加のための臭素系難燃剤等があります。
不純物	天然素材中に含有され材料の精製過程で技術的に除去しきれない物質、合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質、及びリサイクル材料の中に意図せず含まれる物質をいいます。
均質材料	機械的に異なる材料に分離できない材料をいいます。機械的に分離とは、ビス外し、切断、粉碎、研削、研磨などの機械的な作業で分離することをいいます。均質材料の例として、プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、コーティング等があります。 塗装、メッキ、化成処理された材料は分離できるため均質材料ではありません。
納入禁止日	Dynabookへの納入を禁止する日をいいます。 ・ 即日…即日納入を禁止すること。 ・ （日付指定：○年○月○日）…指定日以降の納入を禁止すること。
RoHS RoHS指令	EU RoHS 指令2011/65/EU及び関連修正指令をいいます。

4. Dynabook 化学物質管理区分

Dynabook が購入する部品・材料に含有する化学物質を、下表のとおり、Dynabook 使用禁止物質（全面的使用禁止物質、条件付使用禁止物質）、使用禁止候補物質及び管理物質に区分して管理します。

化学物質 管理区分	説明	備考
1) 全面的使用 禁止物質	如何なる用途にも使用できない物質。含有していれば即刻廃止してください。Dynabookでは、この物質を含む部品・材料を、原則として購入いたしません。	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外の法規制や環境ラベル等において、製品への含有が現在規制されている、又は将来規制が見込まれる物質。 • 環境荷が高いことが周知で、かつ代替物質が存在するため、世の中の動向に先行して Dynabook が独自に規制する物質。
2) 条件付使用 禁止物質	Dynabookが認めた用途（除外用途）に限定して使用できる物質。除外対象については管理物質として扱います。	
3) 使用禁止候補物質	上記の1)または2)の使用禁止物質の候補となる物質。含有していれば、代替化を推進してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外の法規制等において、近い将来に使用禁止が見込まれている物質。 • 法規制等において、閾値や禁止日、規制用途（除外用途）等が決定されていない為、現時点で Dynabook 使用禁止物質として明記できないが、法規制等の動向を踏まえて今後 Dynabook が使用禁止にする物質。 • 法規制等が確定されるタイミングによっては、Dynabook 使用禁止物質に設定から納入禁止日までに猶予期間を設けることができないことがあるので、含有している場合は代替化の推進が必要となる物質。
4) 管理物質	当該物質の含有有無、含有量等の把握を必要とする物質。	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外の法規制や環境ラベル等において、製品への使用状況情報の開示が求められている、又は将来見込まれる物質。 • 顧客から製品への使用状況情報の開示を求められる、又は求められる可能性のある物質。 • Dynabook使用禁止物質に該当しない調査対象化学物質は、すべて管理物質に該当します。

5. 提出書類

ご提出いただく書類及びその提出様式等については、下表のとおりです。

書類	様式	提出方法	調査対象化学物質 ³	備考
含有化学物質報告書	環境関連物質使用/不使用宣言書 ⁴	新規採用、および含有物質に影響を与える部品変更時に依頼元に提出。	以下のDynabook使用禁止物質のうち含有のリスクが高いもの。 - 全面的使用禁止物質 - 条件付使用禁止物質 - 使用禁止候補物質 及び、管理物質のうち含有確認が必要と判断したもの。	包装材の適用範囲について、 ・部品・材料を納入いただく際の包装材も調査対象。 ・ただし、Dynabookの拠点 ⁵ 等で廃棄されることが明らかで、部品・材料に対象物質の移行・混入の恐れが無い包装材は調査対象外。
含有量調査	EU-REACH SVHC含有調査回答フォーム	資材部門からの調査依頼に対し、当社フォーマットに記載して依頼元に提出。	EU-REACH規則で規定されたSVHC（高懸念物質）。	-
RoHS対象物質の分析データ等	実測定データ（RoHS適合が確認できる資料であれば代用可能 ⁶ ）	新規採用の部品・材料の仕様書に添付して提出。	RoHS対象10物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、DBP、BBP、DIBP）。	-

³ 調査対象化学物質は、法規制の動向、顧客要求などにより、変更・追加することがあります。

⁴ 環境関連物質使用/不使用宣言書は、Dynabookグリーン調達ホームページ (<https://dynabook.com/pc/env/green/index.html>) に掲載。

⁵ 拠点とは、Dynabookの国内海外の工場及びサービス拠点などを指します。

⁶ Dynabookグリーン調達ホームページ (<https://dynabook.com/pc/env/green/index.html>) をご参照ください。

第 2 章 調査対象化学物質と基準

1. 調査対象化学物質一覧

Dynabookが購入する部品・材料に含有する化学物質について、全面的使用禁止物質、条件付使用禁止物質、使用禁止候補物質、管理物質の4区分で管理します。⁷

1) 全面的使用禁止物質

表2-1-1に示す物質をDynabookの全面的使用禁止物質とします。含有していれば即刻廃止してください。Dynabookでは、全面的使用禁止物質を含む部品・材料は、原則として購入いたしません。

表 2-1-1. 全面的使用禁止物質

区分	No.	物質（群）名	基準（値）
ROHS 無化学物質	1	六価クロム化合物	別表1 表1 参照
	2	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	
その他	4	トリブチルスズ=オキシド（TBTO）	
	5	三置換有機スズ化合物	
	6	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）および特定代替物質	
	7	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 1~8 が対象）	
	8	短鎖塩素化パラフィン（SCCP）（炭素数 10~13）	
	9	アスベスト類	
	10	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	
	11	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	
	12	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	
	13	塩化コバルト	
	14	ジメチルフマレート	
	15	アルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	
	16	ジルコニアアルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	
	17	ジブチルスズ化合物（DBT）	
	18	ペンタクロロベンゼンチオール（PCTP）	
	19	炭素数が 9 から 14 のパーフルオロカルボン酸（C9-C14 PFCAs）とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質	
	20	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩および PFHxS 関連物質	
	21	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩および PFOS 関連物質	
	22	デクロランプラス並びにその syn-異性体及び anti-異性体	
	23	オゾン層破壊物質	
	24	EU-REACH規則 付属書XIVおよびIEC62474Declarable Substances Listの双方に含まれる物質	

⁷ 化学物質管理区分については、第 1 章「4.Dynabook化学物質管理区分」をご参照ください。

2) 条件付使用禁止物質

表 2-1-2 に示す物質をDynabookの条件付使用禁止物質とします。

表中の除外対象用途における使用のみを認め、除外対象については管理物質として扱います。

表 2-1-2. 条件付使用禁止物質

区分	No.	物質(群)名	除外対象
RoHS関連化学物質	1	カドミウム/カドミウム化合物	別表1 表2-1 参照
	2	鉛/鉛化合物	
	3	水銀/水銀化合物	
	4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP) ⁸	
その他	5	ベリリウム及びその化合物	別表1 表2-2 参照
	6	アゾ染料・顔料	
	7	ポリ塩化ビニル(PVC)およびそのコポリマー ⁹	
	8	RoHS関連のフタル酸エステル類4物質以外のフタル酸エステル類	
	9	放射性物質	
	10	フッ素系温室効果ガス(HFC,PFC,SF6)	
	11	ホルムアルデヒド	
	12	過塩素酸塩	
	13	ニッケル及びその化合物	
	14	ヒ素及びその化合物	
	15	ホウ酸	
	16	四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二ナトリウム水和物	
	17	ジオクチルスズ化合物(DOT)	
	18	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩およびPFOA関連物質	
	19	塩素系難燃剤	
	20	ハロゲン化合物(ハロゲン系難燃剤等)	
	21	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	
	22	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	
	23	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	
	24	多環芳香族炭化水素(PAH) ¹⁰	
	25	赤リン ¹¹	
	26	リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))	
	27	ペルククロブタ-1,3-ジエン(HCBD)	
	28	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	
	29	4,4'-プロパン-2,2'-ジイルジフェノール(ビスフェノールA)	
	30	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン(ビスフェノールS)	
	31	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-328)	
	32	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質	
	33	MOAH(1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	
	34	MOAH(3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	
	35	MOSH(16個以上35個以下の炭素原子で構成される鉱物油飽和炭化水素類)	
	36	25g以上のプラスチック部品に含まれる塩素、及び臭素	

⁸ 4種のフタル酸エステル(DEHP、DBP、BBP、DIBP)は、主に軟質樹脂の可塑剤として使用されており、接触により他の成形品から移動する性質(移行性)を持ちます。包装材料から部品・材料への移行の可能性があるため、部品・材料を納入いただく際の包装材料も同様の基準で判断いただきご報告ください。

⁹ 「環境関連物質使用/不使用宣言書」で含有状況を報告ください。

¹⁰ CAS RN®が次のものが対象です。(50-32-8、192-97-2、56-55-3、218-01-9、205-99-2、205-82-3、207-08-9、53-70-3)

¹¹ 「環境関連物質使用/不使用宣言書」で含有状況を報告ください。

3) 使用禁止候補物質

表 2-1-3 に示す物質をDynabookの使用禁止候補物質とします。

上記の 1)全面的使用禁止物質 または 2)条件付使用禁止物質 の候補となる物質です。法規制等の動向を踏まえて今後Dynabookで使用禁止にします。含有していれば、代替化を推進してください。

表 2-1-3. 使用禁止候補物質

No.	物質（群）名	基準（値）
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン（DBDPE）	別表1 表3参照
2	テトラブロモビスフェノール A（TBBPA）	
3	中鎖塩素化パラフィン（MCCPs、C14-17、塩素化率 45wt%以上）	
4	炭素数が 15 から 21 のパーフルオロカルボン酸（C15-C21 PFCA）とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質	
5	chemSHERPA 最新版の管理対象物質に指定されているペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）	
6	上記 No.5 以外のペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）	
7	ビスフェノール類（ビスフェノール A、ビスフェノールS は除く） ¹²	

¹² ビスフェノールA、ビスフェノールS は、条件付使用禁止物質（表 2-1-2. No.29、30）です。

4) 管理物質

管理物質は、Dynabook使用禁止物質に該当しない、「chemSHERPA 管理対象基準（表 2-1-4）」に該当するすべての化学物質（群）が該当します。削減もしくは代替化をお願いします。

表 2-1-4. chem SHERPA 管理対象基準

管理対象基準ID	対象とする法規制及び業界基準
LR01	日本化審法第一種特定化学物質
LR02	米国有害物質規制法（Toxic Substances Control Act : TSCA）使用禁止または制限の対象物質（第6条）
LR03	EU ELV 指令 2000/53/EC
LR04	EU RoHS 指令（EU）2015/863 ANNEX II
LR05	EU POPs規則（EU）2023/1608 ANNEX I
LR06	EUREACH規則（EC）No1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation（認可対象候補物質）および ANNEX XIV（認可対象物質）
LR07	EU REACH規則（EU）2024/1328 ANNEX XVII（制限対象物質）
LR08	EU医療機器規則（MDR）（EU）No 2017/745 Annex I 10.4 化学物質
LR09	China RoHS規則（中国）電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC62474DB Declarable substance groups and declarable substances

別表 1「使用禁止物質に対する基準一覧」

別表 2「主な参照法令一覧」

別表1 使用禁止物質に対する基準一覧

1 全面的な使用禁止物質

表1:全面的な使用禁止物質の基準(値)

区分	No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
RoHS関連化学物質	1	六価クロム化合物	① プラスチック(ゴムを含む)に用いる顔料、染料 ② 顔料、塗料、インク ③ メッキ防錆処理 ④ 電池 ⑤ 触媒等すべての用途 ⑥ 皮膚に接触する皮革製品/部品 ⑦ 包装材料・包装部品	1000ppm以下の含有であること 皮革の合計乾燥重量あたり3ppm未満であること 表4を参照	即時
	2	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	プラスチックの難燃剤などすべての用途	1000ppm以下の含有であること	即時
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	プラスチックの難燃剤などすべての用途	下記の(1)及び(2)を満たすこと (1) 全部品・部材において、1000ppm以下の含有であること (2) EU RoHS 指令の規制対象製品以外に使用される部品・部材において、成形品質量中または混合物中、500ppm未満の含有であること	即時
その他	4	トリブチルスズ=オキシド(TBTO)	塗料、インク、防腐剤、カビ防止剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時
	5	三置換有機スズ化合物	塗料、インク、防腐剤、カビ防止剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつスズ元素として1000ppm以下の含有であること	即時
	6	ポリ塩化ビフェニル(PCB類)、及び特定代替物質	絶縁油、潤滑油などすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	7	ポリ塩化ナフタレン	潤滑油、塗料などすべての用途	意図的に添加しないこと (塩素数が1~8)	即時
	8	短鎖型塩化パラフィン(SCCP, C:10-13)	顔料、塗料、インク、潤滑剤、可塑剤などすべての用途	意図的に添加せず、かつ成形品質量中1000ppm未満の含有であること	即時
	9	アスベスト類	絶縁材、充填剤などすべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	10	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	すべての用途	意図的に添加せず、かつ50ppm以下の含有であること	即時
	11	2-(2H-1,2,3-ベンゾ トリアゾール-2-イル)-4,6-ジ tert-ブチルフェノール (UV-320)	すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	12	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	すべての用途	意図的に添加せず、かつ0.0075重量%(75ppm)の含有であること	即時
	13	塩化コバルト	すべての用途	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	
	14	ジメチルマレート	すべての用途	意図的に添加せず、かつ0.1ppm以下の含有であること	
	15	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	16	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	17	ジブチルスズ化合物(DBT)	すべての用途	スズの元素として、材料中の1000ppm以下の含有であること	即時
	18	ペンタクロロベンゼンチオール(PCTP)	すべての用途	1wt%以下の含有であること	即時
	19	炭素数が9から14のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩およびC9-C14 PFCA関連物質	すべての用途	成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと (1) C9-C14 PFCAとその塩の場合、C9-C14 PFCAとその塩の合計で、25ppb(0.025ppm)未満であること (2) C9-C14 PFCA 関連物質の場合、C9-C14 PFCA 関連物質の合計で、260ppb(0.26ppm)未満であること	即時
	20	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質	すべての用途	成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと (1) PFHxS とその塩の場合、PFHxS とその塩の合計で、0.0000025%(25ppb) 以下であること (2) PFHxS 関連物質の場合、PFHxS 関連物質の合計で、0.0001%(1000ppb)以下であること	即時
	21	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩およびPFOS関連物質	すべての用途	成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと (1) PFOS とその塩の場合、0.0000025%(25ppb)以下であること (2) PFOS 関連物質の場合、PFOS 関連物質の合計で、0.0001%(1000ppb)以下であること	即時

その他	No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
	22	デクロラプラス並びにそのsyn-異性体及びanti異性体	すべての用途	意図的に添加せず、かつ成形品質量中または混合物中、0.0001wt%(1ppm)以下の含有である	即時
	23	オゾン層破壊物質	すべての用途	意図的に添加しないこと	即時
	24	EU-REACH規則 付属書XIVおよびIEC62474Declarable Substances Listの双方に含まれる物質	すべての用途	意図的に添加しないこと	即時

2 条件付使用禁止物質

RoHS関連化学物質については、下記の考え方に基づいて、納入禁止日を設定しています。

EU RoHS指令の適用除外期限に対するDynabookへの納入禁止日の考え方	
1) 原則として、RoHS 適用除外期限の半年前を Dynabook への納入禁止日とします。	例)RoHS指令の適用除外期限が「2026年7月21日」の場合、Dynabookへの納入禁止日は「2026年1月21日」
2) 当管理基準書発行以降に法規制の適用除外期限が変更になった場合は、原則として変更になった期限の半年前を Dynabook の納入禁止日といたします。	
3) 当管理基準書発行時点の EU RoHS 指令の適用除外期限の情報に基づいています。	

表2-1 条件付使用禁止物質の除外用途及び基準(値)(RoHS関連化学物質)

No.	物質(群)名	用途	RoHS除外 13	基準 (値)	納入禁止日
1 カドミウム及びその化合物					
使用禁止	(1)	プラスチック(ゴムを含む)に用いる安定剤、顔料、染料	-	100ppm以下の含有であること	即時
	(2)	顔料、塗料、インク			
	(3)	表面処理(メッキ等)、コーティング			
	(4)	小型蛍光灯、直管蛍光灯			
	(5)	管理区分以外のすべての用途			
	(6)	包装材料・包装部品			
管理	(1)	下記の電気接点に使用	8(b)-I	-	(EU適用除外更新審議中) 14
	(a)	回路ブレーカ			
	(b)	熱感知制御			
	(c)	サーマルモータ・プロテクタ(密封型サーマルモータ・プロテクタを除く)			
	(d)	下記定格のACスイッチ AC 250V以上において6A以上、またはAC125V以上において12A以上			
	(e)	DC 18V以上において20A以上の定格のDCスイッチ			
	(f)	200Hz以上の電圧源周波数において使用するスイッチ	-		
	(2)	ストライキング光学フィルターガラスに使用されている。ただし、EU RoHS指令 附属書IIIの39項目に該当する用途は除く	13(b)-(II)	-	
	(3)	反射標準物質用のグレース(釉薬)に使用されている	13(b)-(III)	-	
	(4)	上記(1)～(3)以外のEU RoHS指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている		-	15
(5)	電池		EU電池規則に従うこと		
<p>13 RoHS指令 AnnexIIIの除外用途のNo.を示します。</p> <p>14 EUで適用除外の延長申請が受付られ、当管理基準書発行時点で審議中。審議中の当適用除外は有効。期限が決定された場合は、その期限の半年前をDynabookへの納入禁止日とします。</p> <p>15 原則として、RoHS適用除外期限の半年前をDynabookへの納入禁止日とします。</p>					

No.	物質(群)名	用途	RoHS除外 13	基準 (値)	納入禁止日	
2 鉛及びその化合物						
使用禁止	(1)	プラスチック(ゴムを含む)に用いる安定剤、顔料、染料	-	下記以下の含有であること ①樹脂中: 300ppm ②その他: 1000ppm	即時	
	(2)	顔料、塗料、インク				
	(3)	バランス用ウエイト				
	(4)	鉛はんだ(実装用はんだ、端子メッキ等)				
	(5)	12歳以下の子供用製品に、外装部品あたり0.01wt%以上使用されている				
	(6)	おもちゃ用途の部品・材料で、塗装などの表面処理層単位当たり0.009%以上使用されている				
	(7)	管理区分以外のすべての用途				
	(8)	包装材料・包装部品	-	表4を参照		
管理	(1)	高融点はんだ(鉛が85wt%以上のはんだ)に使用	7(a)	-	(EU適用除外更新審議中) 14	
	(2)	電気電子部品中のコンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中(例 圧電素子)に、もしくは、ガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に使用	7(c)-I	-		
	(3)	蛍光管のガラス(0.2wt%まで)に使用	5(b)	-		
	(4)	合金成分に含有している				
		(a)	機械加工用途の鋼材中0.35wt%未満	6(a)-I		-
		(b)	機械加工用途のアルミ材中0.4wt%未満	6(b)-II		-
	(c)	銅材中4wt%未満	6(c)	-		
	(5)	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路パッケージ(フリップチップ)内部における半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続のために必要なはんだに使用		15(a)		-
		(a)	90ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ			
		(b)	いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが300mm ² 以上			
	(c)	300mm ² 以上のダイ、または300mm ² 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ				
(6)	光学用途に使われる白色ガラスに使用	13(a)	-			
(7)	イオン着色された光学フィルターガラスに使用	13(b)-(I)	-			
(8)	反射標準物質用のグレーズに使用	13(b)-(III)	-			
(9)	AC125V又はDC250V又はそれ以上の定格電圧のキャパシタ-に使用する誘電セラミック中に使用	7(c)-II	-			
(10)	上記(1)~(9)以外のEU RoHS指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-	15		
(11)	電池	-	EU電池規則に従うこと			
<p>13 RoHS指令 AnnexIIIの除外用途のNo.を示します。</p> <p>14 EUで適用除外の延長申請が受けられ、当管理基準書発行時点で審議中。審議中の当適用除外は有効。期限が決定された場合は、その期限の半年前をDynabookへの納入禁止日とします。</p> <p>15 原則として、RoHS適用除外期限の半年前をDynabookへの納入禁止日とします。</p>						

No.	物質(群)名	用途	RoHS除外 13	基準(値)	納入禁止日
3 水銀及びその化合物					
使用禁止	(1)	プラスチック(ゴムを含む)に用いる安定剤、顔料、染料	-	1000ppm以下の含有であること	即時
	(2)	顔料、塗料、インク			
	(3)	水銀電池			
	(4)	水銀を用いたリレー、スイッチ、センサー			
	(5)	管理区分以外のすべての用途			
	(6)	包装材料・包装部品			
管理	(1)	ハロゲン化金属ランプ(MH)中に使用されている	4(e)	-	2027年2月24日
	(2)	EU RoHS指令(2011/65/EU)附属書IIIに定められていない特殊用途放電ランプに使用されている	4(f)-I	-	延長申請中
	(3)	2000 ANSIルーメン以上の出力が必要なプロジェクトに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	4(f)-II	-	2027年2月24日
	(4)	紫外スペクトルの光を放射するランプ中の水銀	4(f)-IV	-	
	(5)	上記(1)~(4)以外のEU RoHS指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている	-	-	-
	(6)	電池		EU電池規則に従うこと	
4 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)					
使用禁止	(1)	「EU RoHS指令の規制対象外」または「玩具または育児用」の製品に使用される部品・部材	-	4物質合計で1000ppm以下の含有であること	即時
	(2)	上記(1)以外のすべての用途 (「EU RoHS指令の規制対象」且つ「玩具または育児用 以外」の製品に使用される部品・部材)		DEHP、DBP、BBP、DIBPが、個々に1000ppm以下の含有であること	
管理	(1)	“使用禁止区分(1)”以外のもの	-		-
13 RoHS指令 AnnexIIIの除外用途のNo.を示します。					

表2-2 条件付使用禁止物質の除外用途及び基準(値)(その他)

No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
5 ベリリウム及びその化合物				
	使用禁止	(1) 酸化ベリリウムを使用	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時
		(2) “管理区分”以外のすべての用途		
	管理	(1) 合金、セラミック、ガラス、半導体への使用	-	-
6 アゾ染料・顔料				
	使用禁止	(1) 人体に持続的に触れることを前提に作られた製品※の人体接触部分で、分解によりアミンが発生する可能性があるもの ※人体に持続的に触れることを前提に作られた製品とは、電気カーペット、電気毛布、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等をいう	分解により発がん性アミンが30ppmを超えて発生しないこと	即時
		管理	(1) “使用禁止区分”以外のもの(人体に持続的に触れない部位に使用するもの)	-
7 ポリ塩化ビニル及びそのコポリマー				
	使用禁止	(1) 包装材料・部品(Dynabook製品梱包用)	意図的に添加していないこと	即時
		管理		
8 RoHS関連のフタル酸エステル4物質以外のフタル酸エステル類				
	使用禁止	(1) 子供の口に入る玩具または育児製品に使用される部品・材料に、フタル酸ジイソニル：DINP、フタル酸ジイソデシル：DIDP、フタル酸ジ-n-オクチル：DNOPが使用されている	3物質合計で1000ppm以下の含有であること	即時
		管理	(1) “使用禁止区分”以外のものに使用	-
9 放射性物質				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加していないこと	即時
		管理		
		(2) 液晶プロジェクトの電球に使用されるクリプトン85	-	-
10 フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6)				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加していないこと	即時
		管理		
11 ホルムアルデヒド				
	使用禁止	(1) 木製部品への使用	① 気中濃度が10m ³ 以上の気密試験室で0.1ppm(チャンパー法)以下であること ② “有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則”(75ppm以下)に準ずること	即時
		(2) 人体に持続的に触れることを前提に作られた製品※の人体接触部分における繊維部品への使用 ※人体に持続的に触れることを前提に作られた製品とは、電気カーペット、電気毛布、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等をいう		
	管理	(1) “使用禁止区分”以外のものに使用	-	-
12 過塩素酸塩				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外の電池への用途	電池に意図的に添加しないこと	即時
		管理		
		(2) 電池あたりの質量比が6ppb未満の含有である	-	-
13 ニッケル及びその化合物				
	使用禁止	(1) 長時間皮膚に接触するもの	意図的に添加していないこと	即時
		管理		
14 ヒ素及びその化合物				
	使用禁止	(1) 五酸化二ヒ素を使用している	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時
		(2) “管理区分”以外のすべての用途		
	管理	(1) 液晶プロジェクトのランプのガラスに使用されている(三酸化二ヒ素)	-	-
		(2) 除外対象部品に使用されている。(除外対象部品：半導体・感光剤・マグネットフィルター・銅箔・電池)		

No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
15 ホウ酸				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時
	管理	(1) 偏光板(PVA製)に使用されている	-	-
		(2) ガラスに使用されている		
		(3) 接着剤に使用されている		
16 四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二ナトリウム水和物				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時
	管理	(1) 偏光板(PVA製)に使用されている	-	-
		(2) ガラスに使用されている		
		(3) 接着剤に使用されている		
		(4) 繊維に使用されている		
17 ジオキシルスズ化合物 (DOT)				
	使用禁止	(1) 2液型室温硬化成型材キット(RTV-2成型材キット)	スズの元素として、材料中の1000ppm以下の含有であること	即時
	管理	(1) “使用禁止区分”以外のものに使用	-	-
18 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩およびPFOA関連物質				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	成形品質量中または混合物中において、下記①及び②を満たすこと 16 ① PFOA(塩を含む)の場合、25ppb 以下であること ② 1つまたは複数の PFOA 関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が、1000ppb(1ppm) 以下であること	即時
	管理	(1) 半導体用フォトリソグラフィ工程またはコンパウンド半導体用のエッチング工程で使用されている	-	-
		(2) フィルム、紙、あるいは、印刷版に用いるフォトリソコートに使用されている		
		(3) 上記以外のEU POPs規則 附属書I Part Aで定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている		
16 CAS RN® が次のものの総計とする。335-67-1、3825-26-1、335-95-5、2395-00-8、335-93-3、335-66-0、376-27-2、3108-24-5				
19 塩素系難燃剤				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時
	管理	(1) 代替困難であり、Dynabookの採用決定部門に許可を得ている	-	-
20 ハロゲン化合物(ハロゲン系難燃剤等)				
	使用禁止	(1) 100cm ² 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンドに使用されている	均質材料中のすべてのハロゲン元素の合計が、0.1wt%以下の含有であること	即時
	管理	(1) “使用禁止区分”以外のものに使用	-	-
		(2) “使用禁止区分”に該当するが、仕向地限定の製品に採用されるものであり、Dynabookの採用決定部門に許可を得ている		

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期			
21 リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)							
	使用禁止	(1)	「子供(12歳以下)向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時		
		(2)	“管理区分”以外のすべての用途				
	管理	(1)	自動車部品またはその交換部品に使用されている	-	-		
		(2)	商用建造物または住宅用建築物の難燃剤または配線類に使用されている				
(3)	デスクトップ・ラップトップコンピューター、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲームコンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるスクリーンが組み込まれた携帯端末とそれらの周辺機器、およびケーブルやアダプターなどの接続装置に使用されている						
(4)	保存メディア(CD、コンピューターゲームなどのインタラクティブソフトウェア)に使用されている						
22 リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)							
	使用禁止	(1)	「子供(12歳以下)向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時		
	管理	(1)	“使用禁止区分”以外のものに使用			-	-
23 リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)							
	使用禁止	(1)	「子供(12歳以下)向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時		
		(2)	“管理区分”以外のすべての用途				
	管理	(1)	自動車部品またはその交換部品に使用されている	-	-		
		(2)	商用建造物または住宅用建築物の難燃剤または配線類に使用されている				
(3)	デスクトップ・ラップトップコンピューター、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲームコンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるスクリーンが組み込まれた携帯端末とそれらの周辺機器、およびケーブルやアダプターなどの接続装置に使用されている						
(4)	保存メディア(CD、コンピューターゲームなどのインタラクティブソフトウェア)に使用されている						
24 多環芳香族炭化水素 (PAH) 17							
	使用禁止	(1)	人の皮膚または口腔に、直接長時間接触するあるいは短期時間繰り返して接触するプラスチックまたはゴム部品に使用されている	対象PAH それぞれが 1ppm未満の含有であること	即時		
	管理	(1)	“使用禁止区分”以外のものに使用			-	-
17 CAS RN® が次のものが対象です。50-32-8、192-97-2、56-55-3、218-01-9、205-99-2、205-82-3、207-08-9、53-70-3							
25 赤リン							
	使用禁止	(1)	樹脂またはゴム中に使用されている	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること	即時		
	管理	(1)	“使用禁止区分”以外のものに使用			-	-
(2)		“使用禁止区分”に該当するが、代替困難であり、Dynabookの採用決定部門に許可を得ている					
26 リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))							
	使用禁止	(1)	“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加せず、かつ混合物、成形品中のPIP(3:1)の濃度として0.1重量%(1,000ppm) 未満の含有である	即時		
	管理	(1)	潤滑油またはグリスに使用されている			-	-
		(2)	再生プラスチックの製造工程で 規PIP(3:1)の追加はなく、リサイクル由来のPIP(3:1)のみを含有するプラスチックまたはそれを使用した製品に使用されている				
(3)	上記①～②以外の米国 TSCA第6条PBT物質で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている						
27 ベルクロロブタ-1,3-ジエン(HCBD)							
	使用禁止	(1)	“管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加していないこと	即時		
	管理	(1)	塩素系溶剤の製造における副生成物としてのHCBDの非意図的な生成として含有している			-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
28 2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	意図的に添加していないこと	即時
	管理	(1) 成形品中に使用されている	-	-
29 4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール (ビスフェノールA)				
	使用禁止	(1) 感熱紙中に使用されている	0.02wt%未満の含有であること	即時
	管理	(1) “使用禁止区分”以外のものに使用	-	-
30 ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノールS)				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	0.02wt%未満の含有であること	即時
	管理	(1) 感熱紙以外の用途に使用されている	-	-
		(2) 感熱紙用途において、仕向地限定の製品に採用されるものであり、Dynabookの採用決定部門の許可を得ている		
31 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-328)				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	成形品質量中または混合物中において、1ppm(0.0001%)以下の含有であること	即時
	管理	(1) 偏光板中のトリアセチルセルロース(TAC)フィルムに使用されていて、Dynabookの採用決定部門の許可を得ている	-	-
		(2) 自動車用の部品に使用されていて、Dynabookの採用決定部門の許可を得ている。		
32 パーフルオロヘキサ酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質				
	使用禁止	(1) 下記用途で使用されている	下記 ①及び②を満たすこと ① PFHxAとその塩の場合、PFHxAとその塩の合計で、0.0000025% (25ppb)未満である ② PFHxA 関連物質の場合、PFHxA 関連物ごと質の合計で、0.0001%(1000ppb)未満であること	即時
		(a) 繊維に		
		(b) 皮革、毛皮製品に		
	管理	(1) “使用禁止区分”以外のものに使用	-	-
33 MOAH(1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	包装材 18 及び印刷物 19 を対象にインク中合計で0.1%以下の含有であること	即時
	管理	(1) 以下のすべての条件を満たす包装材及び印刷物 ・ フランスへの納品ではない。 ・ フランス以外の仕向地限定の製品に採用されるものであり、採用部門の許可を得ている。	-	-
		(2) 以下のすべての条件を満たす部品・材料の包装材 ・ フランスへの納品ではない。 ・フランス以外のDynabookの拠点で廃棄されることが明らか。		
34 MOAH(3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	包装材 18 及び印刷物 19 を対象にインク中合計で0.1%以下の含有であること	即時
	管理	(1) 以下のすべての条件を満たす包装材及び印刷物 ・ フランスへの納品ではない。 ・ フランス以外の仕向地限定の製品に採用されるものであり、採用部門の許可を得ている。	-	-
		(2) 以下のすべての条件を満たす部品・材料の包装材 ・ フランスへの納品ではない。 ・フランス以外のDynabookの拠点で廃棄されることが明らか。		
<p>18 包装材は、物品の輸送、保護、封じ込めの為に使用され、原則として物品を使用し始めると同時に不要となるものです。包装材への印刷、包装材に貼付される印刷ラベル等は、包装材に含まれます。[包装材の例] ダンボール紙、ポリ袋、緩衝材、保護用フィルム、粘着テープ、ステーブル、荷締め用のバンド、及びそれらへのラベル、塗料、インキ</p> <p>19 Dynabook製品に使用または同梱されない印刷物(納入・納品伝票、検査成績書など) は対象外です。Dynabook製品自体への直接の印刷(ロゴなど) は、当項の印刷物には含まれません。</p>				

No.	物質(群)名	用途	基準(値)	全廃時期
35 MOSH(16個以上35個以下の炭素原子で構成される鉱物油飽和炭化水素類)				
	使用禁止	(1) “管理区分”以外のすべての用途	包装材料 18 及び印刷物 19 を対象にインク中合計で0.1%以下の含有であること	即時
	管理	(1) 以下のすべての条件を満たす包装材料及び印刷物 ・フランスへの納品ではない。 ・フランス以外の仕向地限定の製品に採用されるものであり、採用部門の許可を得ている。	-	-
		(2) 以下のすべての条件を満たす部品・材料の包装材料 ・フランスへの納品ではない。 ・フランス以外のDynabookの拠点で廃棄されることが明らか。		
36 25g以上のプラスチック部品に含まれる塩素、及び臭素				
	使用禁止	(1) 以下の除外部品を除く、25g以上のプラスチック部品に使用されているもの。 【除外部品】 プリント基板（PWB）、ケーブル及び配線、ファン、外部筐体以外のプラスチック部品で、必須の防火安全基準（例：UL94 V0,V1,V2,5VA,又は5VB）に準拠するために臭素系または塩素系難燃剤を含みかつほかの非ハロゲン系難燃剤では要求される材料特性及び性能を達成できないもの、並びにプリント基板電子部品。	臭素、塩素が重量比でそれぞれ1,000ppmを超えないこと。なお、PCR含有率が25g以上のプラスチック部品は、臭素、塩素が重量比でそれぞれ5,000ppmを超えないこと。	即時
	管理	(1) “使用禁止区分”以外のものに使用	-	-
<p>18 包装材料は、物品の輸送、保護、封じ込めの為に使用され、原則として物品を使用し始めると同時に不要となるものです。包装材料への印刷、包装材料に貼付される印刷ラベル等は、包装材料に含まれます。[包装材料の例] ダンボール紙、ポリ袋、緩衝材、保護用フィルム、粘着テープ、ステーブル、荷締め用のバンド、及びそれらへのラベル、塗料、インキ</p> <p>19 Dynabook製品に使用または同梱されない印刷物(納入・納品伝票、検査成績書など) は対象外です。Dynabook製品自体への直接の印刷(ロゴなど) は、当項の印刷物には含まれません。</p>				

3 使用禁止候補物質

表3: 使用禁止候補物質の基準(値)

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタプロモフェニル)エタン (DBDPE)	すべての用途	意図的に添加していないこと	法規制等の動向を踏まえて 今後使用禁止に設定 20
2	テトラプロモビスフェノールA (TBBPA)			
3	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs、C14-17、塩素化率45wt%以上)			
4	炭素数が15から21のパーフルオロカルボン酸 (C15C21 PFCAs)とその塩およびC15-C21 PFCA 関連物質			
5	chemSHERPA最 版の管理対象物質に指定され ている ペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロ アルキル物質 (PFAS)			
6	上記No.5以外のペルフルオロアルキル物質および ポリフルオロアルキル物質 (PFAS)			
7	ビスフェノール類 (ビスフェノールA、ビスフェノールSは除く) 21			
<p>20 法規制等が確定されるタイミングによっては、Dynabook使用禁止物質に設定から納入禁止日までに猶予期間を設けることができないことがあります。含有している場合は代替化を推進してください。第1章「4.Dynabook化学物質管理区分」をご参照ください。</p> <p>21 ビスフェノールA、ビスフェノールSは、条件付使用禁止物質(表2-1-2 及び 別表1 表2-2 のNo.29、30)です。</p>				

表4: 包装材料／部品に関する重金属(カドミウム・鉛・水銀・六価クロム)含有基準

区分	用途		基準 (値)	全廃時期
使用禁止	①	製品包装用材料・部品(段ボール、袋、緩衝材、シート、テープ、ステーブル、結束バンド、ラベル、クッション、塗装、インクなど)	包装を構成する部材、インク、塗料毎に、合計100ppm以下の含有であること	即時
	②	サービス部品用包装材料(段ボール、袋、緩衝材、シート、テープ、ステーブル、結束バンド、ラベル、クッション、塗装、インクなど)		
管理	①	部品、材料納入時に使用する包装材料／部品	-	-

別表2 主な参照法令一覧

区分/ Cat. / 分類	No.	物質名/Substances/物质名词	主な参照法令等/Main reference laws, etc./主要参照法令等
全面的の使用禁止/Presence of banned substances in the product /全面禁止使用物质			
RoHS関連化学物質/RoHS-related chemical_Substances/RoHS相关化学物质	1	六価クロム化合物	EU RoHS指令、EU REACH規則 附属書XVII
		Hexavalent chromium compound	EU RoHS directive, EU REACH regulation AnnexXVII
	2	六价铬化合物	EU RoHS指令、EU REACH規則 附页XVII
		ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	EU RoHS指令、EU REACH規則 附属書XVII
	3	Polybrominated biphenyls (PBBs)	EU RoHS directive, EU REACH regulation AnnexXVII
		多溴化联苯类 (PBB类)	EU RoHS指令、EU REACH規則 附页XVII
ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)		化審法、EU RoHS指令、EU REACH規則 附属書XVII、 EU POPs規則 附属書I、米国 TSCA	
	Polybrominated diphenyl ethers (PBDEs)	Japan CSCL, EU RoHS directive, EU REACH regulation AnnexXVII, EU POPs regulation AnnexI, USA TSCA	
	多溴联苯醚类 (PBDE类)	化審法、EU RoHS指令、EU REACH規則 附页XVII、 EU POPs規則 附页I、美国 TSCA	
その他/Others/其他	4	トリブチルスズ=オキド(TBTO)	化審法
		Tributyl Tin Oxide (TBTO)	Japan CSCL
		三丁基氯化锡 (TBTO)	化審法
	5	三置換有機スズ化合物	化審法、EU REACH規則 附属書XVII
		Tri-substituted organostannic compounds	Japan CSCL, EU REACH regulation Annex XVII
	6	三取代有機錫化合物	化審法、EU REACH規則 附页XVII
		ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)、及び特定代替物質	化審法、EU POPs規則 附属書I
	7	Polychlorinated biphenyls (PCBs) and specific substitutes	Japan CSCL, EU POPs regulation Annex I
		多氯联苯类 (PCB类)、及特定代替物 质	化審法、EU POPs規則 附页I
	8	ポリ塩化ナフタレン	化審法、EU POPs規則 附属書I
		Polychlorinated naphthalenes	Japan CSCL, EU POPs regulation Annex I
	9	聚氯萘	化審法、EU POPs規則 附页I
		短鎖型塩化パラフィン(SCCP, C:10-13)	EU POPs規則 附属書I
	10	Short chain chlorinated paraffin (SCCP, C:10-13)	EU POPs regulation AnnexI
		短链氯化石蜡 (SCCP, C:10-13)	EU POPs規則 附页I
	11	アスベスト類	安衛法、EU REACH規則 附属書XVII
		Asbestos	Japan Industrial Safety and Health Act, EU REACH regulation Annex XVII
	12	石棉类	安卫法、EU REACH規則 附页XVII
		ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)	EU REACH規則 附属書XVII
	13	Polychlorinated Terphenyls (PCTs)	EU REACH regulation Annex XVII
		聚氯联苯类 (PCT类)	EU REACH規則 附页XVII
14	2-(2H-1,2,3-ベンゾ トリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	化審法	
	Phenol,2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-bis(1,1-dimethylethyl) (UV-320)	Japan CSCL	
15	2-(2H)-苯并三氮唑-2-基)-4,6-双(1,1-二甲基乙基) 苯酚 (UV-320)	化審法	
	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	化審法、EU POPs規則	
16	Hexabromocyclododecane (HBCDD)	Japan CSCL, EU POPs regulation	
	六溴环十二烷 (HBCDD)	化審法、EU POPs規則	
17	塩化コバルト	(EU REACH規則) ※	
	Cobalt dichloride	(EU REACH regulation) ※	
18	氯化钴	(EU REACH規則) ※	
	ジメチルフマレート	EU REACH規則 附属書XVII	
19	Dimethyl fumarate	EU REACH regulation Annex XVII	
	富马酸二甲酯	EU REACH規則 附页XVII	
20	アルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維	(EU REACH規則)	
	Refractory Ceramic Fibers, Aluminosilicate	(EU REACH regulation)	
21	硅酸铝、耐火陶瓷纤维	(EU REACH規則)	
		(EU REACH規則)	

No.	物質名/Substances/物质名词	主な参照法令等/Main reference laws, etc./主要参照法令等		
その他/Others/其他	16	ジルコニアアルミノ珪酸塩、耐火セラミック繊維 Refractory Ceramic Fibers, Zirconia Aluminosilicate 氧化鋯硅酸鋁、耐火陶瓷纖維	(EU REACH規則) (EU REACH regulation) (EU REACH規則)	
	17	ジブチルスズ化合物(DBT) Dibutyltin (DBT) compounds 二丁錫化合物 (DBT)	EU REACH 附属書XVII EU REACH Annex XVII EU REACH 附頁XVII	
	18	ペンタクロロベンゼンチオール(PCTP) Pentachlorothiophenol (PCTP) 五氯代苯硫酚 (PCTP)	米国 TSCA USA TSCA 美国 TSCA	
	19	炭素数が9から14のパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA)とその塩およびC9-C14 PFCA関連物質 Perfluorocarboxylic acids containing 9 to 14 carbon atoms in the chain (C9-C14 PFCA), their salts and C9-C14 PFCA-related substances 含9到14个碳原子的全氟羧酸 (C9-C14 PFCA)、其盐类和C9-C14 PFCA相关物质	EU REACH規則 附属書XVII EU REACH regulation Annex XVII EU REACH 附頁XVII	
	20	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩およびPFHxS関連物質 Perfluorohexane-1-sulphonic acid (PFHxS), its salts and PFHxS-related substances 全氟己基磺酸 (PFHxS)、其盐类和PFHxS相关物质	スイス化学品法、POPs条約 Swiss Chemicals Ordinance, POPs convention 瑞士化学品法、POPs条約	
	21	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩およびPFOS関連物質 Perfluorooctane sulfonate (PFOSs), its salt and PFOS-related 全氟辛烷磺酸盐 (PFOS)、其盐类和PFOS相关物质	EU POPs規則 (ドラフト)、化審法、カナダ環境保護法 EU POPs regulation (draft), Japan CSCL, CEPA 1999 EU POPs規則(草案)、化审法、加拿大环境保护法	
	22	デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体 Dechlorane plus and its syn-isomer and anti-isomer デクロランプラス 及其顺式异构体和反式异构体	EU POPs規則 EU POPs regulation EU POPs規則	
	23	オゾン層破壊物質 Ozone-depleting substances 臭氧层破坏物质	モントリオール議定書、米国フロン税、EU オゾン層破壊物質規則 (2024/590) Montreal protocol, USA Chlorofluorocarbon tax, Regulation (EU) 2024/590 蒙特利尔议定书、美国氟利昂税、EU 臭氧层破坏物质法规 (2024/590)	
	24	EU-REACH規則 附属書XIVおよびIEC62474Declarable Substances Listの双方に含まれる物質 Substances included in both Annex XIV of the EU-REACH Regulation and the IEC62474 Declarable Substances List EU-REACH法規 附录XIV和IEC62474 Declarable Substances List两者中包含的物质	米国EPEAT基準 US-EPEAT Standard 美国-EPEAT标准	
	RoHS 条件付禁止物質/Presence of banned substances depending on application/附帶条件禁止使用物质			
	RoHS関連化学物質/RoHS-related chemical Substances/RoHS相关化学物质	1	カドミウム及びその化合物 Cadmium and its compounds 镉及其化合物	EU RoHS指令、EU REACH規則 附属書XVII EU RoHS directive, EU REACH regulation AnnexXVII EU RoHS指令、EU REACH規則 附頁XVII
		2	鉛及びその化合物 Lead and its compounds 铅及其化合物	EU RoHS指令、EU REACH規則 附属書XVII、米国消費者製品安全改善法 (CPSIA) EU RoHS directive, EU REACH regulation AnnexXVII, USA CPSIA EU RoHS指令、EU REACH規則 附頁XVII、美国消费者产品安全改善法 (CPSIA)
		3	水銀及びその化合物 Mercury and its compounds 汞及其化合物	EU RoHS指令、EU REACH規則 附属書XVII EU RoHS directive, EU REACH regulation AnnexXVII EU RoHS指令、EU REACH規則 附頁XVII
		4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP) Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP), Dibutyl phthalate (DBP), Bis(butylbenzyl) phthalate (BBP), Diisobutyl phthalate (DIBP) 邻苯二甲酸(2-乙基己基酯) (DEHP)、邻苯二甲酸二丁酯 (DBP)、邻苯二甲酸丁苄酯 (BBP)、邻苯二甲酸二异丁酯 (DIBP)	EU RoHS指令 (欧州委員会委任指令2015/863)、EU REACH規則附属書XVII、米国消費者製品安全改善法 (CPSIA) EU RoHS directive (EU COMMISSION DELEGATED DIRECTIVE 2015/863), EU REACH regulation AnnexXVII, USA CPSIA EU RoHS指令 (欧洲委员会委任指令2015/863)、EU REACH規則附頁XVII、美国消费者产品安全改善法 (CPSIA)

No.	物質名/Substances/物质名词	主な参照法令等/Main reference laws, etc./主要参照法令等	
その他/Others/其他	1	ベリリウム及びその化合物 Beryllium and its compound 铍及其化合物	- - -
	2	アゾ染料・顔料 Azo colorants	EU REACH規則 附属書XVII EU REACH regulation Annex XVII
		偶氮染料、顔料	EU REACH規則 附页XVII
	3	ポリ塩化ビニル及びそのコポリマー Polyvinyl Chloride and its copolymer	- -
		聚氯乙烯及其共重合体	-
	4	RoHS関連のフタル酸エステル4物質以外のフタル酸エステル類	EU REACH規則 附属書XVII、米国消費者製品安全改善法 (CPSIA)
		Phthalates	EU REACH regulation Annex XVII, USA CPSIA
		RoHS相关的4种邻苯二甲酸酯物质以外的邻苯二甲酸酯类	EU REACH規則 附页XVII、美国消费者产品安全改善法 (CPSIA)
	5	放射性物質	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
		Radioactive substances	Act on Prevention of Radiation Hazards due to Radioisotopes, etc., Act on the Regulation of Nuclear Source Material, Nuclear Fuel Material and Reactors
		放射性物质	关于防止放射性同位素等导致的放射线损害的法律、关于核原料物质、核燃料物质及原子反应堆规定的法律
	6	フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6)	EU Fガス規則 (2024/573)
		Fluorinated greenhouse gases (HFC, PFC, SF6)	Regulation (EU) 2024/573
		氟系温室效应气体 (HFC, PFC, SF6)	EU F气体规定 (2024/573)
	7	ホルムアルデヒド Formaldehyde	ドイツ 化学品禁止規則、デンマーク ホルムアルデヒド規制 Germany Chem Verbots V, Denmark formaldehyde regulations
		甲醛	德国化学品禁止规则、丹麦甲醛规定
8	過塩素酸塩 Perchlorates	米国加州 過塩素酸塩管理規則 USA CA Perchlorate management rules	
	高氯酸盐	美国加州 高氯酸盐管理规则	
9	ニッケル及びその化合物 Nickel and its compound	EU REACH規則 附属書XVII EU REACH regulation Annex XVII	
	镍及其化合物	EU REACH規則 附页XVII	
10	ヒ素及びその化合物 Arsenic and its compound	(EU REACH規則) (EU REACH regulation)	
	砷及其化合物	(EU REACH規則)	
	ホウ酸 Boric acid	(EU REACH規則) (EU REACH regulation)	
11	硼酸	(EU REACH規則)	
	四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二ナトリウム水和物 Disodium tetraborate, anhydrous, Tetraboron disodium heptaoxide, hydrate	(EU REACH規則) (EU REACH regulation)	
	无水四硼酸二钠、水合四硼酸二钠	(EU REACH規則)	
13	ジオクチルスズ化合物 (DOT) Dioctyltin (DOT) compounds	EU REACH規則 附属書XVII EU REACH regulation Annex XVII	
	二辛基锡化合物 (DOT)	EU REACH規則 附页XVII	
14	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩およびPFOA関連物質 Perfluorooctanoic acid (PFOA) and its salts and PFOA-related substances	EU POPs規則 EU POPs regulation	
	全氟辛酸 (PFOA)及其盐类和PFOA关联物质	EU POPs規則 附页I	
15	塩素系難燃剤 Chlorinated flame retardants	< Dynabook独自規制 > < Dynabook regulation >	
	氟系阻燃剂	< 玳能本独有规定 >	
16	ハロゲン化合物(ハロゲン系難燃剤等) Halogenated compound (Halogenated flame retardant etc.)	規則(EU) 2019/2021 (電子ディスプレイ)、米国ワシントン州法 Regulation (EU) 2019/2021 (electronic display), USA Washington state law	
	卤素化合物(卤素阻燃剂等)	规则(欧盟)2019/2021(电子显示器)、美国华盛顿州法律	

No.	物質名/Substances/物质名词	主な参照法令等/Main reference laws, etc./主要参照法令等
17	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	米国バーモント州Act85、米国DC.Law 21-108/2016、(EU REACH規則)
	Tris (2-chloroethyl) phosphate (TCEP)	USA VT Act85, US DC. Law 21-108/2016 (EU REACH regulation)
	磷酸三氯乙酯 (TCEP)	美国佛蒙特州Act85、美国DC.Law 21-108/2016、(EU REACH規則)
18	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	米国バーモント州Act85
	Tris(2-chloro-1-methylethyl) phosphate (TCPP)	USA VT Act85
19	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	米国バーモント州Act85、米国DC.Law 21-108/2016
	Tris(1,3-dichloro-2-propyl) phosphate (TDCPP)	USA VT Act85, US DC. Law 21-108/2016
	磷酸三(1,3-二氯丙基) 酯(TDCPP)	美国佛蒙特州Act85
20	多環芳香族炭化水素 (PAH)	EU REACH規則 附属書XVII
	Polycyclic aromatic hydrocarbons (PAHs)	EU REACH regulation Annex XVII
	多环芳烃 (PAH)	EU REACH規則 附页XVII
21	赤リン	< Dynabook独自規制 >
	Red phosphorus	< Dynabook regulation >
	红磷	< 玳能本独有規定 >
22	リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))	米国 TSCA
	Isopropylphenyl phosphate (PIP (3:1))	USA TSCA
	异丙基苯酚磷酸酯 (PIP (3:1))	美国 TSCA
23	ペルククロブタ-1,3-ジエン(HCBD)	米国 TSCA
	Hexachlorobutadiene (HCBD)	USA TSCA
	1,1,2,3,4,4-六氯-1,3-丁二烯 (HCBD)	美国 TSCA
24	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	米国 TSCA
	2,4,6-tris(tert-butyl) phenol (2,4,6-TTBP)	USA TSCA
	2,4,6-三(1,1-二甲基乙基) 苯酚(2,4,6-TTBP)	美国 TSCA
25	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール(ビスフェノールA)	EU REACH規則 附属書XVII、スイス化学品法、米国コネチカット州法
	4,4'-isopropylidenediphenol (Bisphenol A)	EU REACH regulation AnnexXVII, Swiss Chemicals Ordinance, USA CT state law
	双酚A	EU REACH規則 附页XVII、瑞士化学品法、美国康涅狄格州法案
26	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン(ビスフェノールS)	スイス化学品法
	4,4'-sulfonyldiphenol (Bisphenol S)	Swiss Chemicals Ordinance
	双酚S	瑞士化学品法
27	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)	EU POPs規則
	2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol (UV-328)	EU POPs regulation
	2-(2H-苯并三唑-2-基)-4,6-二叔戊基苯酚 (UV-328)	EU POPs規則
28	パーフルオロヘキサノ酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質	EU REACH規則 附属書XVII (ドラフト)
	Perfluorohexanoic acid (PFHxA), its salts and PFHxA-related substances	EU REACH regulation AnnexXVII (draft)
29	全氟己酸 (PFHxA)、其塩类和PFHxA相关物质	EU REACH規則 附页XVII (草案)
	MOAH(1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素)	フランス国内法
	MOAH (Aromatic hydrocarbons of mineral oil comprising from 1 to 7 aromatic rings)	French decree
	MOAH (由不少于1个和不多于7个芳香环组成的矿物油芳香碳氢化合物)	法国国内法

その他/Others/其他

		No.	物質名/Substances/物质名词	主な参照法令等/Main reference laws, etc./主要参照法令等
その他/Others/其他	30		MOAH(3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素)	フランス国内法
			MOAH (Aromatic hydrocarbons of mineral oil comprising from 3 to 7 aromatic rings)	French decree
			MOAH (由不少于3个和不多于7个芳香环组成的矿物油芳香碳氢化合物)	法国国内法
	31		MOSH(16個以上35個以下の炭素原子で構成される鉱物油飽和炭化水素)	フランス国内法
			MOSH (Saturated hydrocarbons of mineral oil comprising from 16 to 35 carbon atoms)	French decree
			MOSH (由不少于16个和不多于35个碳原子组成的矿物油饱和碳氢化合物)	法国国内法
	32		25g以上のプラスチック部品に含まれる塩素、及び臭素	米国EPEAT基準
			Chlorine and bromine contained in plastic parts weighing 25g or more	US-EPEAT Standard
			25g以上の塑料部件中所含的氯及溴	美国-EPEAT标准
使用禁止候補物質/Candidate substances to be banned/禁止使用候補物质				
	1		1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン (DBDPE)	カナダ環境保護法
			1,2-Bis(2,3,4,5,6-pentabromophenyl) ethane (DBDPE)	CEPA 1999
			十溴二苯乙烷 (DBDPE)	加拿大环境保护法
	2		テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)	EU RoHS指令
			Tetrabromobisphenol A (TBBPA)	EU RoHS directive
			四溴双酚A (TBBPA)	EU RoHS指令
	3		中鎖塩素化パラフィン(MCCPs、C14-17、塩素化率45wt%以上)	EU POPs規則 (ドラフト)
			Medium Chain Chlorinated Paraffins (MCCPs, C14-17, chlorination levels at or exceeding 45% chlorine by weight)	EU POPs regulation (draft)
			中鎖氯化石蜡 (MCCPs, C14-17, 氯化率 45wt% 以上)	EU POPs规则(草案)
	4		炭素数が15から21のパーフルオロカルボン酸(C15-C21 PFCA)とその塩およびC15-C21 PFCA関連物質	POPs条約、カナダ環境保護法
			Perfluorocarboxylic acids containing 15 to 21 carbon atoms in the chain (C15-C21 PFCA), their salts and C15-C21 PFCA-related	POPs convention, CEPA 1999
			含15到21个碳原子的全氟羧酸 (C15-C21 PFCA)、其盐类和C15-C21 PFCA相关物质	POPs条约、加拿大环境保护法
	5		chemSHERPA最 版の管理対象物質に指定されている ペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	米国特定州 包装材料有害物質規則 US Specified State TIP 美国特定州包装材料有害物质规制
			Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS), which is designated as a declarable substance in the latest version of chemSHERPA	
		被指定为chemSHERPA最新版的管理对象物质的全氟烷基和多氟烷基物质 (PFAS)		
6		上記No.5以外のペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質		
		Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) other than No.5 above		
		上述No.5以外の全氟烷基和多氟烷基物质 (PFAS)		
7		ビスフェノール類 (ビスフェノールA、ビスフェノールSは除く)	欧州、米国、カナダの法規制	
		Bisphenols (excluding Bisphenol A and Bisphenol S)	Regulations in Europe, USA, and Canda	
		双酚类 (双酚A、双酚S除外)	欧洲、美国、加拿大的法规	

※ “(EU REACH規則)”の記載は認可対象SVHCとしてリストされているという意味
“(EU REACH regulation)” means the substance which was listed in Authorisation List of SVHC.
“(EU REACH规则)” 的记载为列为许可对象SVHC之意

部品・材料含有化学物質管理基準書



Dynabook株式会社

発行： 2025年6月(初版)

改訂： 2026年3月(Ver.1.01)